

観光施設多言語表記整備支援事業業務委託 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

2026年に愛知・名古屋でアジア・アジアパラ競技大会が開催され、本大会を契機に多くの外国人旅行者が本県を訪れることが期待される。外国人旅行者の受入に当たっては、観光施設における多言語化が必要であるが、現状では観光施設によっては、多言語看板等の解説文が整備されていないことや、多言語看板等の解説文があっても表記が不十分であることにより、当該観光施設の魅力が伝わらない場合がある。

そこで、ネイティブライター等専門人材を観光施設に派遣して多言語解説文の表記を検証し、ネイティブ目線を盛り込んだ解説文を作成することで、観光施設における多言語表記の整備を支援し、本県の観光地としての魅力度の向上を図る。

(2) 業務名

観光施設多言語表記整備支援事業

(3) 業務内容

別紙「観光施設多言語表記整備支援事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託金額の上限

4,171,616円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結の日から2025年3月21日（金）まで

2 応募資格

応募の資格者は、観光施設多言語表記整備支援事業において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす法人その他の団体とします。

- (1) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、「業務（大分類）03. 役務の提供等」中の「営業種目（中分類）03. 映画等製作・広告・催事」のうち、「小分類 02. 広告」の「細分類 01. 広告企画・代行」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期限において受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

3 応募方法等

(1) 提出書類

ア 提案応募書 (様式 1)

イ 業務実施体制 (様式 2)

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式 3)

エ 企画提案書 (任意様式、原則 A 4 サイズ)

仕様書を熟読の上、別紙 1 「企画提案書 記載事項」に基づき作成してください。

オ 見積書 (任意様式、A 4 縦サイズ)

・愛知県知事あてとすること。

・委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。

・本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

・本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

カ その他資料 (事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写等)

(2) 提出部数

紙媒体 9 部 (正本 1 部、副本 8 部)

※事業者のパンフレットは正本 1 部で可。

(3) 提出期限

2024 年 7 月 19 日 (金) 午後 5 時必着

(4) 問合せについて

業務内容についての質問は、2024 年 6 月 28 日 (金) 午後 5 時まで、電子メールのみで受け付ける。提出の際の件名は「観光施設多言語表記整備支援事業企画提案に係る質問」とすること。受け付けた質問は、当該法人等に固有の質問を除き、当課 Web サイトに回答を掲載する。

(5) 提出先 (問合せ先)

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 (愛知県庁本庁舎 1 階)

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

担 当 上松、荒川

電 話 052-954-6378 (ダイヤルイン)

ファックス 052-973-3584

電子メール kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

(6) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法としてください。）

(7) 注意事項

- ・企画提案は、1応募者につき1点とします。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は返却しません。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属します。

4 選定方法等

(1) 選定手順

別に設置する「観光施設多言語表記整備支援事業企画審査委員会」（以下「企画審査委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案応募書の内容及び書面による企画審査委員会により、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。なお、企画提案の応募が5件を超える場合は、書面審査による一次審査を行うことがあります。

審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、別紙2「企画提案書 評価基準」について評価し、総合的な審査を行います。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知します。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、愛知県と委託契約を締結します。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしますが、双方の合意により内容を変更する場合があります。

5 スケジュール（予定）

2024年6月20日（木）	受託者募集の実施に関する告示
2024年7月19日（金）	企画提案書提出締切
2024年8月上旬	企画審査委員会開催（書面審査）、受託候補者決定
2024年8月中旬	契約締結
2025年3月21日（金）	事業完了

観光施設多言語表記整備支援事業業務委託企画提案書 記載事項

1. 業務全体

- (1) 業務運営体制、要員配置
- (2) 業務実施スケジュール
- (3) 類似業務の実績

2. ネイティブライター等専門人材を起用した体制の構築

- (1) ディレクター、ライター、エディター、校閲者、校正者、内部監修者の候補者の提案

※それぞれの候補者名、類似業務の実績を記載すること

3. 支援対象とする観光施設の選定

- (1) 支援対象とする観光施設の選定方法

4. 解説文の作成

- (1) ライター等が実施する現地取材による情報収集の手法
- (2) 解説文作成方針決定の考え方

5. その他

- (1) 委託金額の上限内において実施可能な事業の提案（自由提案）

観光施設多言語表記整備支援事業業務委託企画提案書 評価基準**1. 業務実施体制等について**

- (1) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールか。
- (2) 類似業務の実績、想定総括責任者及び業務担当者のスキルなど、十分な経験やノウハウを備えているか。

2. ネイティブライター等専門人材を起用した体制の構築に関すること

- (1) ディレクターの候補者の提案は適切か。
- (2) ライターの候補者の提案は適切か。
- (3) エディターの候補者の提案は適切か。
- (4) 校閲者の候補者の提案は適切か。
- (5) 校正者の候補者の提案は適切か。
- (6) 内部監修者の候補者の提案は適切か。

3. 支援対象とする観光施設の選定に関すること

- (1) 支援対象とする観光施設の選定方法の提案は適切か。

4. 解説文の作成に関すること

- (1) ライター等が実施する現地取材による情報収集の手法の提案は適切か。
- (2) 解説文作成方針決定の考え方の提案は適切か。

5. その他提案について

- (1) 委託金額の上限内において実施可能な事業の提案（自由提案）があるか。

6. 経費見積

- (1) 企画提案内容に対して経費項目と見積金額は適切か。

7. 総合評価

- (1) 事業全体の趣旨及び目的が十分理解されており、全体を通して、業務実施により本県における外国人旅行者の快適な滞在を支援し、滞在の満足度向上に繋がるものとして期待できるか。

＜社会的取組＞

1 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入）

- （1）ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
- （2）自動車エコ事業所の認定を受けているか。

2 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）

- （1）障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加算対象とする。）
- （2）名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。
- （3）障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。

3 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）

- （1）あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- （2）「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。
- （3）えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- （1）愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- （2）あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- （3）くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
- （4）愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

5 その他

- （1）あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
- （2）愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
- （3）愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
- （4）パートナーシップ構築宣言の公表をしているか。